

世帯

世帯とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。

世帯主

世帯主とは、年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から報告された者をいう。

世帯員

世帯員とは、世帯を構成する各人をいう。ただし、社会福祉施設に入所している者、単身赴任者（出稼ぎ者及び長期海外出張者を含む。）、遊学中の者、別居中の者、預けた里子、収監中の者を除く。

世帯構造

世帯構造は、次の分類による。

1 単独世帯

(1) 住み込み又は寄宿舍等に居住する単独世帯

住み込みの店員、あるいは学校の寄宿舍・寮・会社などの独身寮に単身で入居している者をいう。

(2) その他の単独世帯

世帯員が一人だけの世帯であって、その世帯員の居住場所が（1）以外の者をいう。

2 核家族世帯

(1) 夫婦のみの世帯

世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。

(2) 夫婦と未婚の子のみの世帯

夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう。

(3) ひとり親と未婚の子のみの世帯

父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。

3 三世代世帯

世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯をいう。

4 その他の世帯

上記1～3以外の世帯をいう。

世帯業態

世帯業態は、次の分類による。

1 雇用者世帯

(1) 常雇者世帯

最多所得者が1年以上の契約又は雇用期間について別段の定めなく雇われている者の世帯をいう。

① 会社・団体等の役員の世帯

最多所得者が会社又は団体等を経営、代表する役職についている者の世帯をいう。

② 一般常雇者世帯

最多所得者が個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者の世帯をいう。

ア 契約期間の定めのない雇用者世帯

最多所得者が雇用期間について別段の定めなく個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者の世帯をいう。

イ 契約期間が1年以上の雇用者世帯

最多所得者が雇用期間について1年以上契約して個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者の世帯をいう。

(2) 1月以上1年未満の契約の雇用者世帯

最多所得者が形式のいかんを問わず1月以上1年未満の契約によって雇われている者の世帯をいう。

(3) 日々又は1月未満の契約の雇用者世帯

最多所得者が形式のいかんを問わず日々又は1月未満の契約によって雇われている者の世帯をいう。

2 自営業者世帯

最多所得者が事務所、工場、商店、飲食店等の事業を行っている者の世帯をいう。

3 その他の世帯

最多所得者が上記に該当しない世帯をいう。したがって、最多所得者が全く働いていない世帯（利子、家賃、配当金、年金、恩給等で所得を得ている世帯）が含まれる。

4 不詳

最多所得者の就業状況が不詳の世帯、及び最多所得者に仕事がなく世帯を構成する者に仕事ありの者がなく、これに仕事の有無が不詳の者がいる世帯をいう。

世帯類型

世帯類型は、次の分類による。

1 高齢者世帯

65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の者が加わった世帯をいう。

※ 2023（令和5）年以前の定義：65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

2 母子世帯

死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

3 父子世帯

死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

4 その他の世帯

上記1～3以外の世帯をいう。

世帯種

世帯種は、次の分類による。

1 国保加入世帯

国民健康保険の被保険者が一人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者又は被扶養者がいない世帯をいう。

2 被用者保険加入世帯

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）、組合管掌健康保険、船員保険の被保険者若しくは共済組合

の組合員又はその被扶養者が一人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者がいない世帯をいう。

3 国保・被用者保険加入世帯

上記の国民健康保険の被保険者及び被用者保険の被保険者又はその被扶養者がそれぞれ一人でもおり、かつ、後期高齢者医療制度の被保険者がいない世帯をいう。

4 後期高齢者医療制度加入世帯

後期高齢者医療制度の被保険者が一人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者又は被扶養者がいない世帯をいう。

5 国保・後期高齢者医療制度加入世帯

上記の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ一人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者又は被扶養者がいない世帯をいう。

6 被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯

上記の被用者保険の被保険者又はその被扶養者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ一人でもおり、かつ、国民健康保険の被保険者がいない世帯をいう。

7 国保・被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯

上記の国民健康保険の被保険者、被用者保険の被保険者又はその被扶養者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ一人でもいる世帯をいう。

8 その他の世帯

上記1～7以外で加入保険不詳の者がいない世帯をいう。

9 不詳

地域ブロック

地域ブロックは、次の分類による。

- | | | |
|----|-----|-------------------------|
| 1 | 北海道 | 北海道 |
| 2 | 東北 | 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県 |
| 3 | 関東Ⅰ | 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 |
| 4 | 関東Ⅱ | 茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・長野県 |
| 5 | 北陸 | 新潟県・富山県・石川県・福井県 |
| 6 | 東海 | 岐阜県・静岡県・愛知県・三重県 |
| 7 | 近畿Ⅰ | 京都府・大阪府・兵庫県 |
| 8 | 近畿Ⅱ | 滋賀県・奈良県・和歌山県 |
| 9 | 中国 | 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県 |
| 10 | 四国 | 徳島県・香川県・愛媛県・高知県 |
| 11 | 北九州 | 福岡県・佐賀県・長崎県・大分県 |
| 12 | 南九州 | 熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県 |

市郡

市郡は、次の分類による。

1 大都市

21 大都市（東京都区部、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）をいう。

2 その他の市

21 大都市以外の市をいう。

3 郡部

上記 1 ～ 2 以外をいう。

医療保険加入状況

医療保険加入状況は、次の分類による。

1 国民健康保険

いずれの被用者保険にも加入できない農林漁業者や商店経営などの自営業者が加入している。

また、医師、土木建築業、理容業など、同種の事業又は業務に従事する者で組織される国民健康保険組合に加入している場合も含む。

国民健康保険は、次の各制度への加入をいう。

(1) 都道府県・市町村

都道府県が当該都道府県内の市町村（特別区）とともに運営し、地域内の一般住民を対象としているものに加入している場合をいう。

(2) 組合

同種の事業又は業務に従事するもので組合を設立し、その組合員を対象とするものに加入している場合をいう。

2 被用者保険

被用者保険は、次の各制度への加入をいう。

(1) 全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）

主として民間会社（中小企業）に勤務する者が加入している。

なお、臨時的に雇用される者や季節的業務に雇用される者なども含む。

(2) 組保管掌健康保険

主として民間会社（大企業）に勤務する者が加入している。

(3) 共済組合

国の機関や地方自治体、公立・私立の学校、教育委員会、警察に勤務する者が加入している。

(4) 船員保険

船員として 5 トン以上の船舶の所有者に使用される者が加入している。

被用者保険加入者は、次の分類による。

① 本人

保険証・組合員証で「被保険者」とされている者をいう。

② 家族

保険証・組合員証で「被扶養者」とされている者をいう。

3 後期高齢者医療制度

「75 歳以上の者」及び「65 歳以上 75 歳未満で一定の障害があり都道府県広域連合の認定を受けた者」が加入している。

4 その他

上記 1 ～ 3 のいずれにも加入していない者をいう。

仕事の有無

1 仕事あり（有業）

2024(令和6)年5月中に所得を伴う仕事をしていたことをいう。ただし、同月中に全く仕事をしなかった場合であっても、次のような場合は「仕事あり」とする。

- (1) 雇用者であって、2024(令和6)年5月中に給料・賃金の支払いを受けたか、又は受けることになっていた場合（例えば、病気で休んでいる場合）
- (2) 自営業者であって、自ら仕事をしなかったが、2024（令和6）年5月中に事業は経営されていた場合
- (3) 自営業主の家族であって、その経営する事業を手伝っていた場合
- (4) 職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中であった場合

2 仕事なし（無業）

上記1以外をいう。なお、ダフ屋、かけ屋などの仕事は、正当な仕事とは認められないので、仕事なしとする。

有業者構成

有業者構成とは、2024（令和6）年5月中の世帯主及び世帯員の所得を伴う仕事の有無による組合せをいう。

平均有業人員

世帯における仕事あり（有業）の世帯人員

$$\text{平均有業人員} = \frac{\text{有業者数}}{\text{世帯数}}$$

有業率

世帯員のうち仕事あり（有業）の者の割合

$$\text{有業率} = \frac{\text{有業者数}}{\text{世帯人員}} \times 100$$

勤めか自営かの別

勤めか自営かの別は、次の分類による。

1 一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者）

雇用期間について別段の定めなく個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者をいう。

2 一般常雇者（契約期間が1年以上の雇用者）

雇用期間について1年以上契約して個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者をいう。

3 1月以上1年未満の契約の雇用者

4 日々又は1月未満の契約の雇用者

5 会社・団体等の役員

会社・団体・公社などの役員（重役・理事など）をいう。例えば、株式会社の社長・取締役・監査役、合同会社、合名会社及び合資会社の代表社員、組合や協会の理事（長）・監事、公社や公団の総裁・理事（長）・監事などである。

6 自営業主

商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家など一定の店舗、工場、事務所などにおいて事業を行っている者をいう。

7 家族従業者

自営業主の家族であって、その経営する事業を手伝っている者をいう。

8 内職

家庭において、収入を得るため仕事をしている者をいう。

9 その他

上記1～8以外の者をいう。

10 勤めか自営か不詳

仕事はあるが、勤めか自営かの別が不詳である者をいう。

勤め先での呼称

勤め先での呼称は、次の分類による。

1 正規の職員・従業員

一般職員又は正社員などと呼ばれている者をいう。

2 パート、アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

「パート」か「アルバイト」かはっきりしない場合は、募集広告や募集要領又は雇用契約の際に言われたり、示された呼称による。

3 労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者をいう。

この法令に該当しないものは、形態が似たものであっても「労働者派遣事業所の派遣社員」とはしない。

4 契約社員

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている者又は雇用期間の定めのある者をいう。

5 嘱託

労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

6 その他

上記1～5以外の者をいう。

なお、上記2～6の者をまとめて「非正規の職員・従業員」として表章している。

家計支出額

家計支出額とは、2024(令和6)年5月中の家計上の支出金額（飲食費（外食費・嗜好品費を含む。）、住居費、光熱・水道費、被服費、保健医療費、教育費、教養娯楽費、交際費、冠婚葬祭費、その他の諸雑費など）の総額をいい、税金、社会保険料等は含まない。

傷病の状況

傷病の状況は、次の分類による。

1 入院中

病院・診療所に入院して医師の診療を受けた場合をいう。なお、調査日の入院者・退院者を含む。

2 通院中

病院・診療所に通院又は通所して医師の診療を受けたり、薬をもらったりした場合や、患者の家族が薬など

をもらいに行った場合をいう。

なお、調査日に通院しなくても、1か月ぐらいの間、通院治療が継続している場合を含む。（「4 歯科に入・通院中」も同様）

3 往診等

病院・診療所の医師に往診又は訪問診療をしてもらった場合や、訪問看護ステーションの看護師等に訪問看護を受けた場合をいう。

4 歯科に入・通院中

病院・診療所で歯科医師の診療を受けた場合や入院している場合をいう。なお、訪問診療を受けた場合を含む。

5 施術所

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師又は柔道整復師（ほねつぎ）の施術所に通ったり、自宅にきてもらったりして施術（治療）を受けている場合をいう。

6 その他

上記1～5の治療は受けなかったが、病気やけがのため、売薬治療等をしたり、床に就いたか、仕事・家事・学校を休んだ場合をいう。

公的年金-恩給受給状況

公的年金-恩給の受給状況は、次の分類による。

1 基礎年金

現年金制度（1986(昭和61)年4月）の適用を受ける者が国民年金から受給しているもので、老齢、障害、死亡の状況により、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類がある。

2 基礎年金と厚生年金

現年金制度の適用を受ける者が基礎年金と厚生年金とを受給している場合をいう。

3 基礎年金と共済年金

現年金制度の適用を受ける者が基礎年金と共済年金とを受給している場合をいう。

4 基礎年金と厚生年金と共済年金

現年金制度の適用を受ける者が被用者年金の一元化法により基礎年金と厚生年金と共済年金の職域年金相当部分を受給している場合をいう。

5 国民年金

旧制度の適用を受ける農家や商店の者等、また、家庭の主婦（国民年金の保険料を納付していた者のみ）、又はその遺児等が受給している場合をいう。

6 福祉年金

旧制度発足時に年金制度に加入できなかった者が受給している場合をいう。

7 厚生年金

民間の会社等に勤めていた者又はその遺族が受給している場合をいう。

8 共済年金

国や地方の公務員、私立学校の教職員、農林漁業団体の職員であった者又はその遺族が受給している場合をいう。

9 恩給

旧軍人や官吏であった者又はその遺族が受給している場合をいう。

10 その他

上記 1～9 以外の公的年金・恩給を受給する者（国会議員互助年金、戦傷病者戦没者遺族年金、旧令共済組合の年金など）をいう。

11 受給していない

上記 1～10のいずれも受給していない場合をいう。

公的年金加入状況

公的年金加入状況は、次の分類による。

1 国民年金第 1 号被保険者

20歳以上60歳未満で下記 2～3 に該当しない者をいう。自営業者、農林漁業従事者、学生及び厚生年金に加入していない雇用者などがこれにあたる。被用者年金制度の老齢（退職）年金を受けられる者で希望して加入している場合や60歳以上の者で年金受給資格を得るために任意加入している場合も含む。

2 国民年金第 2 号被保険者

民間会社に勤務する者や船員である者、国の機関や地方自治体、公立・私立の学校、教育委員会、警察、農林漁業団体に勤務する者で被用者年金制度の加入者をいう。

3 国民年金第 3 号被保険者

夫又は妻が国民年金第 2 号被保険者で、その夫又は妻に扶養されている20歳以上60歳未満の者をいう。

4 加入していない

上記 1～3 のいずれにも加入していない者をいう。

経済上の地位

経済上の地位は、次の分類による。

1 最多所得者

調査日（2024(令和 6)年 6 月 6 日）前 1 年間に最も多く所得を得た者をいう。

2 生計補助者

最多所得者以外の者で、仕事ありの者をいう。

3 被扶養者

最多所得者以外の者で、仕事なしの者をいう。

4 不詳

最多所得者以外の者で、仕事の有無が不詳の者をいう。

児童

児童とは、18 歳未満の者をいう。

※ 2023（令和 5）年以前の定義：18 歳未満の未婚の者をいう。

家族形態

家族形態は、次の分類による。

1 単独世帯

世帯に 1 人だけの場合をいう。

2 夫婦のみの世帯

配偶者のみと同居している場合をいう。

3 子と同居

(1) 子夫婦と同居

(2) 配偶者のいない子と同居

未婚の子、配偶者と死別・離別した子及び有配偶であるが、現在配偶者が世帯にいない子と同居している場合をいう。

4 その他の親族と同居

子と同居せず、子以外の親族と同居している場合をいう。

5 非親族と同居

上記1～4以外で、親族以外と同居している場合をいう。

教育

教育とは、次の分類による。

1 卒業・在学の状況

(1) 卒業

下記2の(1)～(6)の学校を卒業し、調査日現在是在学していない者をいう。

(2) 在学中

調査日現在、下記2の(1)～(6)の学校に在学中の者をいう。休学中の場合や仕事をしながら通学している場合も含む。

(3) 在学したことがない

下記2の(1)～(6)の学校に在学したことがない場合や小学校を中途退学した者をいう。

2 学校の種類

学校とは、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学などの学校をいい、それぞれ入学資格や在学年数が同等でこれらの学校の卒業に相当する資格が得られるものをいう。原則として予備校、洋裁学校、料理学校、語学学校などの各種学校、専修学校、職員・社員の研修所、養成所、訓練所などは含まない。

(1) 小学・中学

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、国民学校の初等科・高等科、尋常小学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校等）の小学部・初等部・中学部・中等部、高等小学校、通信講習所普通科、青年学校普通科、実業補習学校などをいう。

(2) 高校・旧制中

新制の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校等）の高等部、准看護師養成所、旧制の中学校・高等女学校・実業学校、青年学校本科、陸海軍工員養成所、師範学校予科又は師範学校一部（3年修了のもの）、鉄道教習所中等部・普通部（1949（昭和24）年までの卒業生）、通信講習所高等科、陸軍幼年学校、海軍甲種・乙種飛行予科練習生、保育士養成所（旧制中学校卒業を入学資格とする修業年限2年以上の課程のもの）、専検・実検合格者、専修学校高等課程・各種学校（中学校卒業を入学資格とする修業年限3年以上の課程のもの）などをいう。

(3) 専門学校

専修学校専門課程・各種学校（新高卒を入学資格とする修業年限2年以上の課程のもの）、看護師養成所などをいう。

(4) 短大・高専

短期大学、専門職短期大学、工業高等専門学校、商船高等専門学校、航空大学校（1971（昭和46）年から1989（平成元）年7月までの卒業生）、旧制の高等学校・大学予科・専門学校・高等師範学校、師範学校本科、高等通信講習所本科、陸軍士官学校、海軍兵学校、水産講習所本科（1952（昭和27）年までの卒業生）などをいう。

(5) 大学

大学、専門職大学、水産大学校、防衛大学校、防衛医科大学校、海上保安大学校本科、航空大学校（1970（昭和45）年までの卒業生と1989（平成元）年11月からの卒業生・現在在学中の者）、放送大学（全科履修生のみ）、国立工業教員養成所などをいう。

(6) 大学院

大学院、法科大学院、専門職大学院をいう。

所得

「2024（令和6）年調査」の所得とは、2023（令和5）年1月1日から12月31日までの1年間の所得をいう。

所得の種類

所得の種類は、次の分類による。

1 稼働所得

雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいう。

(1) 雇用者所得

世帯員が勤め先から支払いを受けた給料・賃金・賞与の合計金額をいい、税金や社会保険料を含む。

なお、給料などの支払いに代えて行われた現物支給（有価証券や食事の支給など）は時価で見積もった額に換算して含めた。

(2) 事業所得

世帯員が事業（農耕・畜産事業を除く。）によって得た収入から仕入原価や必要経費（税金、社会保険料を除く。以下同じ。）を差し引いた金額をいう。

(3) 農耕・畜産所得

世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から仕入原価や必要経費を差し引いた金額をいう。

(4) 家内労働所得

世帯員が家庭内労働によって得た収入から必要経費を差し引いた金額をいう。

2 財産所得

世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入（現物給付を含む。）から必要経費を差し引いた金額及び預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額（源泉分離課税分を含む。）をいう。

3 社会保障給付金

公的年金・恩給、雇用保険、児童手当等、その他の社会保障給付金をいう。

(1) 公的年金・恩給

世帯員が公的年金・恩給の各制度から支給された年金額（2つ以上の制度から受給している場合は、その合計金額）をいう。

(2) 雇用保険

世帯員が受けた雇用保険法による失業等給付等をいう。

(3) 児童手当等

世帯員が受けた児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等をいう。

(4) その他の社会保障給付金

世帯員が上記(1)～(3)以外から受けた社会保障給付金（生活保護法による扶助など）をいう。ただし、現物給付は除く。

4 仕送り

世帯員に定期的又は継続的に送られてくる仕送りをいう。

5 企業年金・個人年金等

公的年金以外で世帯員等が一定期間保険料（掛金）を納付（支払い）したことにより年金として支給された金額をいう。

6 その他の所得

上記1～5以外のもの（一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等）をいう。

所得に占める割合

各所得をそれぞれの世帯の総所得で除した構成比をいう。

所得五分位階級

全世帯を所得の低いものから高いものへと順に並べて5等分し、所得の低い世帯群から第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ及び第Ⅴ五分位階級とし、その境界値をそれぞれ第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ及び第Ⅳ五分位値（五分位境界値）という。

基礎的所得の種類

世帯の所得を種類別に分類したときに最も金額の多いものをいい、基礎的所得の割合とは、これを世帯の総所得で除した構成比である。したがって、基礎的所得の割合が100％ということは、その世帯の所得が1種類の所得のみによって構成されているということである。

等価所得

等価所得とは、世帯の所得を世帯人員の平方根で割って調整したものをいう。

可処分所得

可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料、固定資産税・都市計画税及び自動車税等を差し引いたものであり、手取り収入に相当する。

なお、平成30年から算出方法を変更しており、平成29年以前は所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものである。

等価可処分所得

等価可処分所得とは、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整したものをいう。

中央値

中央値とは、所得を低いものから高いものへと順に並べて二等分する境界値をいう。

課税の状況

課税の状況は、次の分類による。

- 1 住民税課税世帯
住民税を課税されている者が一人でもいる世帯をいう。
- 2 所得税課税世帯
所得税を課税されている者が一人でもいる世帯をいう。

拠出金

拠出金とは、世帯で支払った所得税、住民税、社会保険料、固定資産税・都市計画税及び自動車税等を合算したものをいう。

所得税

所得税とは、雇用者にあつては 2023（令和 5）年分の給料、賃金、賞与から源泉徴収された額の合計額をいい、自営業、農業などを行っている者にあつては 2023（令和 5）年分の確定申告により課税された額の合計額をいう。また、配当金などについても所得税を納めた場合は、これに含める。

住民税

住民税とは、都道府県民税と市区町村民税を合算したものをいい、2024（令和 6）年度の課税状況による。

社会保険料

社会保険料とは、医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険を合算したものをいう。

- 1 医療保険
医療給付を受けるために支払った保険料（掛金）をいう。
- 2 年金保険
公的年金給付を受けるために支払った保険料（掛金）をいう。
- 3 介護保険
介護保険の給付を受けるために支払った保険料（掛金）をいう。
- 4 雇用保険
失業等給付等を受けるために支払った保険料（掛金）をいう。

固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税とは、個人所有の土地・建物に対する 2023（令和 5）年度の固定資産税・都市計画税をいう。ただし、事業に関するものは含まない。

自動車税等

自動車税等とは、個人所有の自動車・二輪車等に対する 2023（令和 5）年度の自動車税、軽自動車税、自動車重量税をいう。ただし、事業に関するものは含まない。

企業年金掛金、個人年金等掛金

将来年金として受け取るために、世帯員の勤務している企業等で加入している年金制度に対する掛金及び世帯員個人が保険会社等と契約を結び支払った掛金をいう。

仕送り

世帯員が定期的又は継続的に送った仕送りをいう。

稼働者構成

稼働者構成とは、稼働所得を得ている世帯主及び世帯員の組合せをいう。

公的年金・恩給受給者のいる世帯

公的年金・恩給受給者のいる世帯とは、公的年金・恩給を受給している者が一人でもいる世帯をいう。

生活意識

生活意識とは、調査日現在での暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を、世帯主又は世帯を代表する者が、次の5区分で回答したものである。

- 1 大変苦しい
- 2 やや苦しい
- 3 普通
- 4 ややゆとりがある
- 5 大変ゆとりがある

参考：旧定義と新定義の比較

（１）世帯類型

	【旧定義】	【新定義】	
	昭和 28～49 年	昭和 50 年～令和 5 年	令和 6 年（注）
1 高齢者世帯	男 65 歳以上、女 60 歳以上の者のみで構成するか、又はこれらに 18 歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。	65 歳以上の者のみで構成するか、又はこれに 18 歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。	65 歳以上の者のみで構成するか、又はこれに 18 歳未満の者が加わった世帯をいう。
2 母子世帯	死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない 20 歳以上 60 歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と 20 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。	死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない 65 歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と 20 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。	
3 父子世帯	死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない 20 歳以上 60 歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と 20 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。	死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない 65 歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と 20 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。	
4 その他の世帯	上記 1～3 以外の世帯をいう。		

注： 令和 6 年の「高齢者世帯」は、民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）の施行により、女性の婚姻開始年齢引上げ（16 歳より 18 歳）に伴う変更を行った。

なお、同法律の施行日（令和 4 年 4 月 1 日）現在で 16 歳に達していた女性は引き続き婚姻可能であり、これらの者が全員 18 歳以上となった令和 6 年に用語の定義を変更した。

（２）児童

	昭和 50 年～令和 5 年	令和 6 年
児童	児童とは、18 歳未満の未婚の者をいう。	児童とは、18 歳未満の者をいう。

※ 詳細は（１）世帯類型の注参照